

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 7 日から 令和 8 年 1 0 月 1 4 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 福島地方裁判所郡山支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 1 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 福島地方裁判所郡山支部
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)		☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 6 日から, 当庁閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5,190,000 4,152,000	一括	1,038,000	55,402	0
1	3,340,000				
2	1,850,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 須賀川市あおば町 |
| | 地 番 | 7 7 9 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 6 . 0 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 須賀川市あおば町 7 7 9 番地 |
| | 家屋 番号 | 7 7 9 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 0 . 3 3 平方メートル
2 階 6 7 . 7 3 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 3 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室に別ファイルとして備え付けてあります。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 所 在 須賀川市あおば町

地 番 779番

地 目 宅地

地 積 266.08平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 須賀川市あおば町779番地

家屋 番号 779番

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 90.33平方メートル
2階 67.73平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和 8 年（ケ）第 25 号
令和 8 年 6 月 9 日受理
令和 8 年 7 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所郡山支部

執行官 佐 藤 定 能

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 須賀川市あおば町
 地 番 779 番
 地 目 宅地
 地 積 266.08 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

- 2 所 在 須賀川市あおば町 779 番地
 家屋 番号 779 番
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 90.33 平方メートル
 2 階 67.73 平方メートル
 共有者 A 持分 2 分の 1
 共有者 B 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 A、B ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	南西角付近に簡易物置（動産）が存する		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 A、B ☐ その他の者 上記の者らが本建物を居宅として使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件共有者)	(6月11日及び6月24日物件所在地で面談し事情聴取) 1 私は、本件土地建物の共有者です。本件土地建物には、平成7年3月に土地を購入し、同じ頃建物を新築し、建物の所有権保存登記をした平成9年8月頃から、私、B及び家族が居住しています。 2 本件土地建物を第三者に賃貸したり、無償で使用させたりしていません。 3 物件1土地について (1) 本件土地と各隣接地との境界について問題等はありません。 (2) 本件土地の南西角に私とBが購入し置いた簡易物置があります。 4 物件2建物について (1) 本件建物内に、建物を使用するに際し支障のある故障部分や毀損箇所はありません。 (2) 本件建物内では、犬2匹を飼育していたことがありますが、現在は飼っていません。 (3) 本件建物に太陽光発電や床暖房の設備はありません。 (4) 本件建物を新築した後に、増改築等をしたことはありません。 (5) 本件建物に、東日本大震災、福島県沖地震や台風による風雨等自然災害で、特段の損傷等はありませんでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、各階平面図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査、目視により見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1土地について
 - ア 本件土地の登記建物は、物件2建物のみである。
 - イ 建物の敷地部分はブロックによる擁壁で囲まれ、周辺の土地から高所となっており、地割れや陥没等の損傷は見られなかった。
 - ウ 本土地に隣接する778番、780番の各土地は、登記上、第三者所有の宅地であり、1番の土地は、登記上、須賀川市所有の公衆用道路であり、いずれの現況地目も同様である。隣接地との間で境界等に関して問題となる状況は確認できなかった。
 - (2) 物件2建物について
 - ア 建物外部
 - ・ 屋根に経年による汚損等が見られた。
 - ・ 外壁に特段の損傷等は見られなかった。
 - イ 建物内部
 - ・ 1階ホールの西側壁面に、広さ数センチ程度の陥没し損傷した部分が見られた。
 - ・ 階段部分の内壁に、細かなひび割れが見られた。
 - ・ 上記以外の部分は全体的に特段の損傷箇所は見られなかった。犬の飼育に関連する汚損等は全く見られなかった。
 - ウ 本件建物は、第三者による占有は認められず、共有者であるA及びBが居宅として占有していると認める。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月10日（水） ： ー ：	執行官室	全部事項証明書交付申請（6月15日受領）
令和8年6月11日（木） 11：40ー12：10	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 物件共有者Aから事情聴取
令和8年6月24日（水） 9：50ー10：30	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、評価人同行 物件共有者Aから事情聴取
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
（特記事項） ■ 令和8年6月24日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせて、立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写



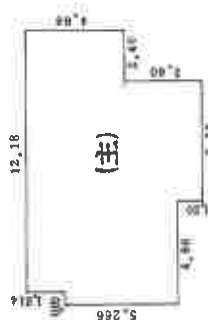
H9.7.10
物面圖

779番

家屋番号

須賀川市あおば町 779番地

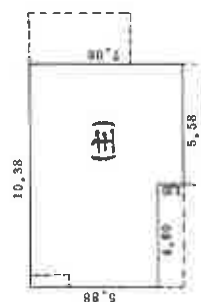
陸



面 積 計 算

5.266	×	0.60	=	3.1596
7.08	×	4.20	=	29.7360
8.28	×	5.58	=	46.2024
4.68	×	2.40	=	11.2320
TOT				90.3300
				<u>90.33</u> m ²

附 2



算計積面

5.88	×	4.80	=	28.2240
7.08	×	5.58	=	39.5064
			TOL	67.7304
				67.73 m²

作者

縮尺 $\frac{1}{250}$

人
籍
母

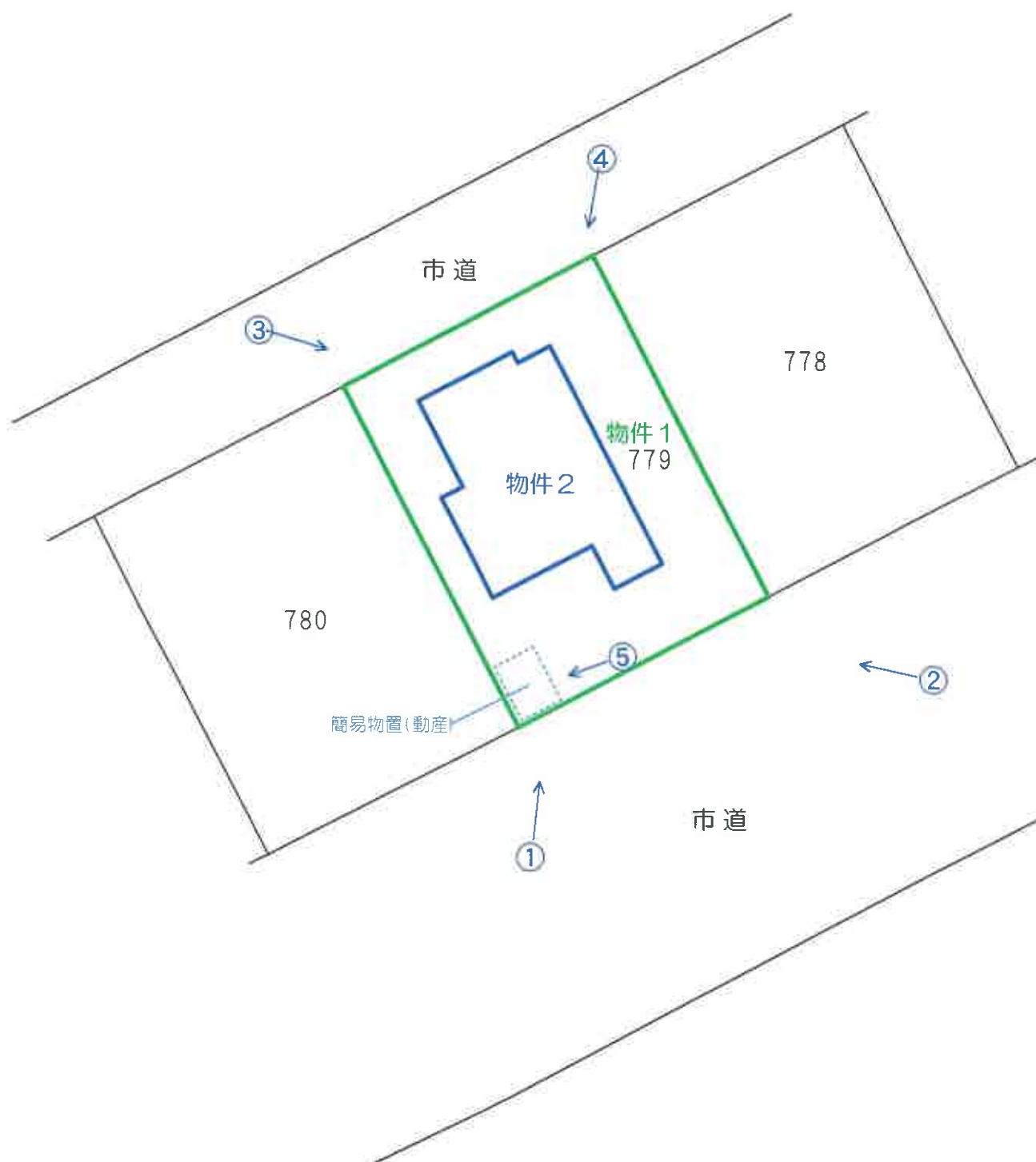
縮尺 500

Copyright © 2004 by John Wiley & Sons, Inc.

土地建物位置関係図



1:300



←○写真撮影位置方向・写真番号

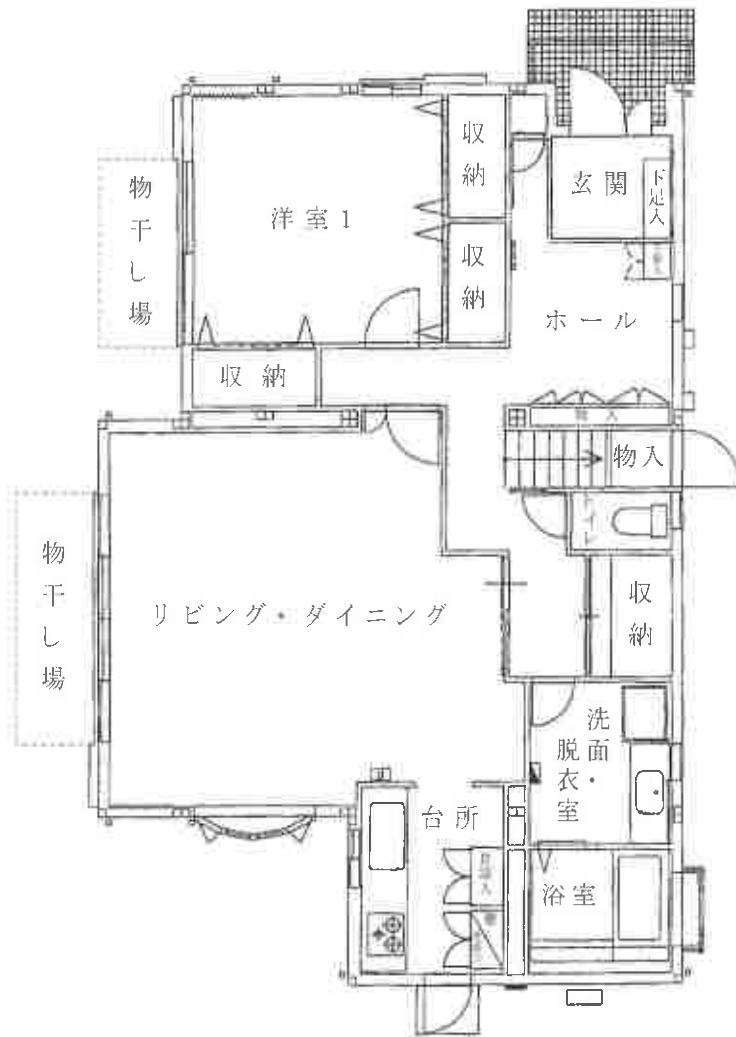
(8 枚目)

建物間取図

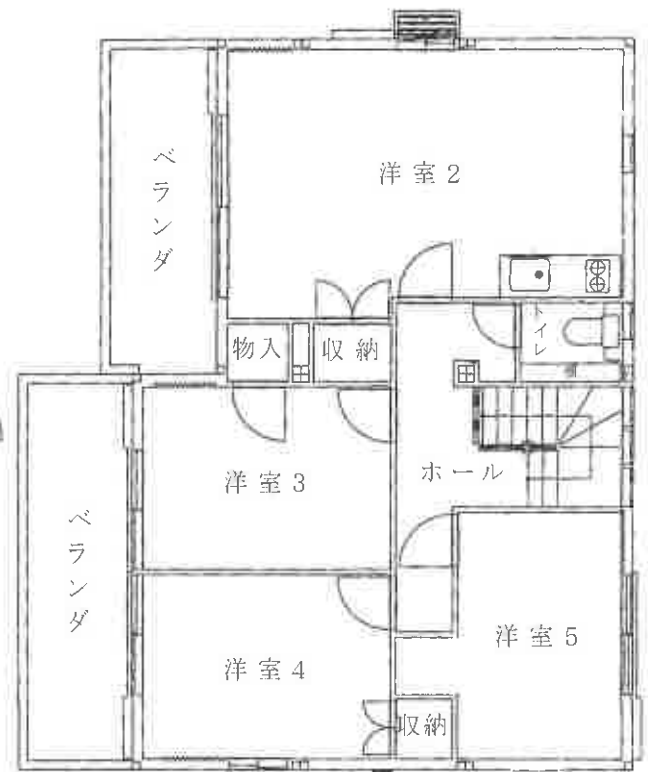
物件 2



種類：居宅
 構造：軽量鉄骨造スレート葺2階建
 床面積：1階 90.33m²
 2階 67.73m²
 計 158.06m²



1 階



2 階

物件2

物件1



簡易物置(動産)

No. 1

簡易物置(動産)

物件2



物件1

No. 2

物件2



物件1

No. 3

物件2



物件1

No. 4

簡易物置(動産)



物件1

No. 5



物件2:1階玄関ホールの状況

No. 6



物件2:1階ホール西側壁面の状況

No. 7



物件2:1階リビング・ダイニングの状況

No. 8



物件2:1階台所の状況

No. 9



物件2:1階浴室の状況

No. 10



物件2:1階洗面・脱衣室の状況

No. 11



物件2:1階トイレの状況

No. 12



物件2:1階洋室1の状況

No. 13



物件2:2階洋室2の状況

No. 14



物件2:2階洋室3の状況

No. 15



物件2:2階洋室4の状況

No. 16



物件2:2階洋室5の状況

No. 17



物件2:2階トイレの状況

No. 18



物件2:2階北側ベランダの状況

No. 19



物件2:2階南側ベランダの状況

No. 20

令和8年（ケ）第25号
令和8年6月24日 現地調査
令和8年7月15日 評 価

福島地方裁判所郡山支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 野 博 印

第1 評価額

一括価格	
金5,190,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金3,340,000円
物件2（建物）	金1,850,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	須賀川市あおば町 7 7 9 番 宅地 266.08㎡	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	須賀川市あおば町7 7 9 番地 7 7 9 番 居宅 軽量鉄骨造スレート葺2階建 1階： 90.33㎡ 2階： 67.73㎡ 計： 158.06㎡	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東 北 本 線 「 須 賀 川 」 駅 の 北 東 方 約 2.6km (道 路 距 離 、 以 下 同 じ) 最 寄 バ ス 停 「 あ お ば 北 公 園 」 の 南 西 方 約 200m 須 賀 川 市 役 所 ま で 約 4.7km 市 立 阿 武 隈 小 学 校 ま で 約 3.3km イ オ ン タ ウ ン 須 賀 川 及 び リ オ ン ・ ド ー ル 須 賀 川 東 店 ま で 約 3km	
付 近 の 状 況	当 該 地 域 は 、 須 賀 川 市 の 北 東 方 郊 外 に 開 発 分 譲 さ れ た 大 規 模 住 宅 団 地 で あ り 、 中 規 模 一 般 住 宅 が 建 ち 並 ん で い る 。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 用途無指定 40% 60% 防火・準防火地域の指定なし ①周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし ②建築物の用途の制限：専用住宅又は第一種低層 住居専用地域に準ずる兼用住宅 ③建築物の高さの最高限度：10m ④外壁の後退距離：敷地境界線まで1m以上 尚、上記建ぺい率、容積率、②、③、④は都市計 画法第41条1項の規定によるものである。
画 地 条 件	間 口 約 14m、奥 行 約 19m、地 積 266.08㎡ 長 方 形 、 二 方 路 、 0 ～ 約 1.2m の 敷 地 内 高 低 差 あ り 北 西 側 道 路 よ り 0 ～ 約 1.2m 高 く 、 南 東 側 道 路 よ り 約 0.4 ～ 0.5m 高 い	
接 面 道 路 の 状 況	北 西 側 幅 員 約 6m 舗 装 市 道 南 東 側 幅 員 約 16m 舗 装 市 道	(建 築 基 準 法 42 条 1 項 1 号) (建 築 基 準 法 42 条 1 項 1 号)
土 地 の 利 用 状 況 等	土 地 共 有 者 が 、 目 的 土 地 上 に 物 件 2 建 物 を 所 有 し 、 占 有 し て い る 。 隣 地 は 一 般 住 宅 、 空 地 (一 部 家 庭 菜 園) と な っ て い る 。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あ り ガ ス 配 管 あ り (集 中 プ ロ パ ン ガ ス) 下 水 道 あ り (集 中 浄 化 処 理) (注) 供 給 処 理 施 設 に お け る 「 あ り 」 と は 、 目 的 物 件 の 接 面 道 路 に 該 当 施 設 の 本 管 又 は 私 設 管 (以 下 、 施 設 管 と い う) が 通 っ て お り 通 常 の 費 用 で 敷 地 内 へ の 引 込 が 出 来 る 状 態 に あ る こ と を い う 。 「 な し 」 と は 、 目 的 物 件 を 含 め た 周 辺 に 施 設 管 が 配 置 さ れ て お ら ず 敷 地 内 に 引 込 む こ と が 不 可 能 な 場 合 等 を い う 。 「 不 明 」 と は 、 接 面 道 路 に 施 設 管 は 敷 設 さ れ て い な い に も か か わ ら ず 供 給 処 理 施 設 を 利 用 し て い る 場 合 や 、 役 場 で の 確 認 事 項 に 疑 義 が あ る 場 合 等 で 将 来 的 に 当 該 施 設 が 利 用 で き る か ど う か 不 明 な 場 合 を い う 。	

特 記 事 項	① 目視による調査によれば、東日本大震災及びその後の地震等によると思われる地盤沈下等は特に見られない。 ② 買受人は、汚水処理施設及び公園等緑化施設の維持管理費として毎月5,725円の支払いが必要であるほか、集会場建設基金として48,000円を一括で支払う必要がある。 ③ 敷地南端部分に評価対象外の簡易物置(動産)が一棟存在する。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成7年3月14日 新築 経 過 年 数：31年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：スレート 外 壁：サイディング 天 井：ビニールクロス等 内 壁：ビニールクロス、タイル等 床：フローリング、クッションフロア、タイル等 設 備：電気・給排水衛生設備 その他：なし
床 面 積 （ 現 況 ）	1階：90.33㎡ 2階：67.73㎡ 計：158.06㎡ ＊登記と概ね合致。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	建物共有者が居宅として占有している。
特 記 事 項	① 目視による調査によれば、東日本大震災及びその後の地震等によると思われる損傷等は特に見られないが、経年によると思われる主な損傷等は下記のとおりである。 a. 1階ホールの内壁の一部（幅数センチ程度）が陥没している。 b. 階段部分の内壁等に軽微な亀裂が見られる、 c. 経年劣化により、屋根の色が全体的に変色している。 ② 建築時期・構造・種類等の要因を総合的に考慮すれば、対象建物についてアスベストを含有する資材が使用されている可能性が否定できない。 尚、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	29,000	1.07	266.08	0.90	7,430,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 郡山(県)－35

公示価格等 17,300円/㎡ × 時点修正 100.0 / 100 × 標準化補正 100 / 103 × 地域格差 100 / 58 = 標準とした価格 29,000円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：103% (方位)

◇地域格差：街路条件：100%

交通接近条件：101% (駅、商店、学校)

環境条件：57% (周辺環境、下水)

行政的条件：100%

格 差 率：58%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：107% (方位、二方路)

行政的条件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：107%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	260,000	158.06	0.03	1,230,000

ウ 現 価 率 :

- a 経過年数 31年
- b 経済的残存耐用年数 0年
- c 観察減価及び中古物件の市場性 50%
- d 残価率 5%
- e 現価率 3%

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	7,430,000	1.00	0.25	法定地上権	1,860,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土 地 利 用 権 等 割 合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,430,000	- 1,860,000		1.00	0.60	3,340,000
2	1,230,000	+ 1,860,000	1.00	1.00	0.60	1,850,000
一括価格 (合計)						5,190,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競 売 市 場 修 正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 郡山(県)－35

所 在 : 郡山市田村町下行合字宮田 1 3 0 番 2 9

価 格 : 17,300円/㎡

位 置 : 「郡山」駅まで道路距離で4.4km

価 格 時 点 : 令和7年7月1日

地 積 : 222㎡

供給処理施設 : 水道、ガス

接 面 街 路 : 東側6.5m市道

用 途 指 定 等 : 市街化調整区域

用途無指定

建ぺい率 60% 容積率 200%

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の分譲住宅地域

2 固定資産税課税標準額（令和8年度）

物件 1 : 975,110円

物件 2 : 2,982,280円

第7 附属資料

公 図 写

各階平面図・建物図面写

土地建物位置関係図

建 物 間 取 図

以 上

公 図 写

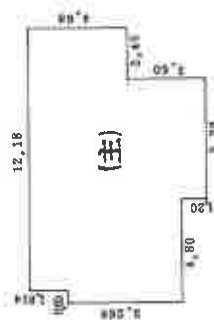


1:500



0601737 各階平面図

附 1



面積計算

5.266	×	0.60	=	3.1596
7.08	×	4.20	=	29.7360
8.28	×	5.58	=	46.2024
4.68	×	2.40	=	11.2320
		TOL		90.3300
				90.33 <i>me</i>

附 2



面積計算

5.88	×	4.80	==	28.2240
7.08	×	5.58	==	39.5064
			TOL	67.7304
				<u>67.73m²</u>

作製者

縮尺 $\frac{1}{250}$

人 類 中

民權

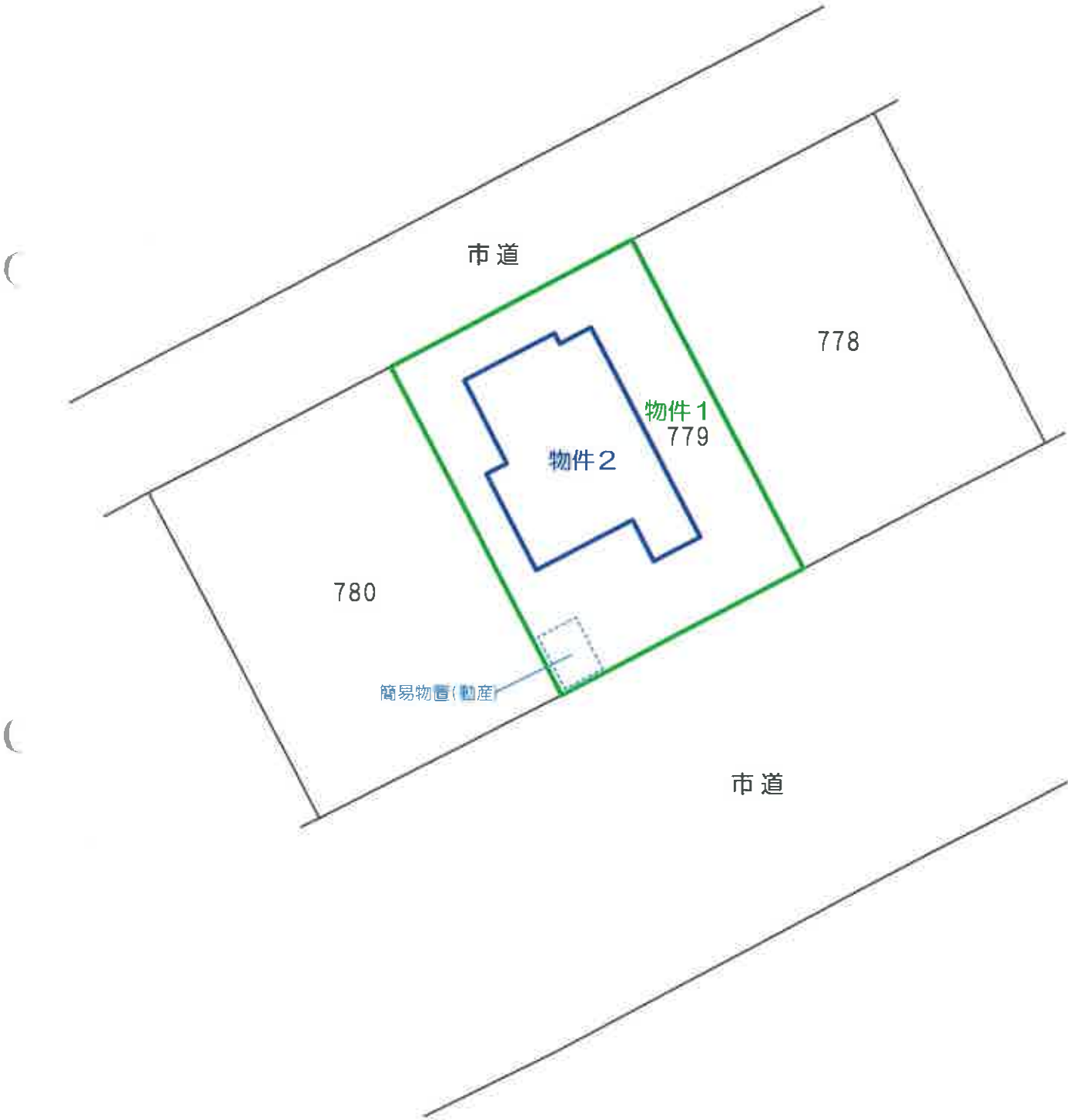
500

(信息来自: 国家图书馆)

土地建物位置関係図



1:300

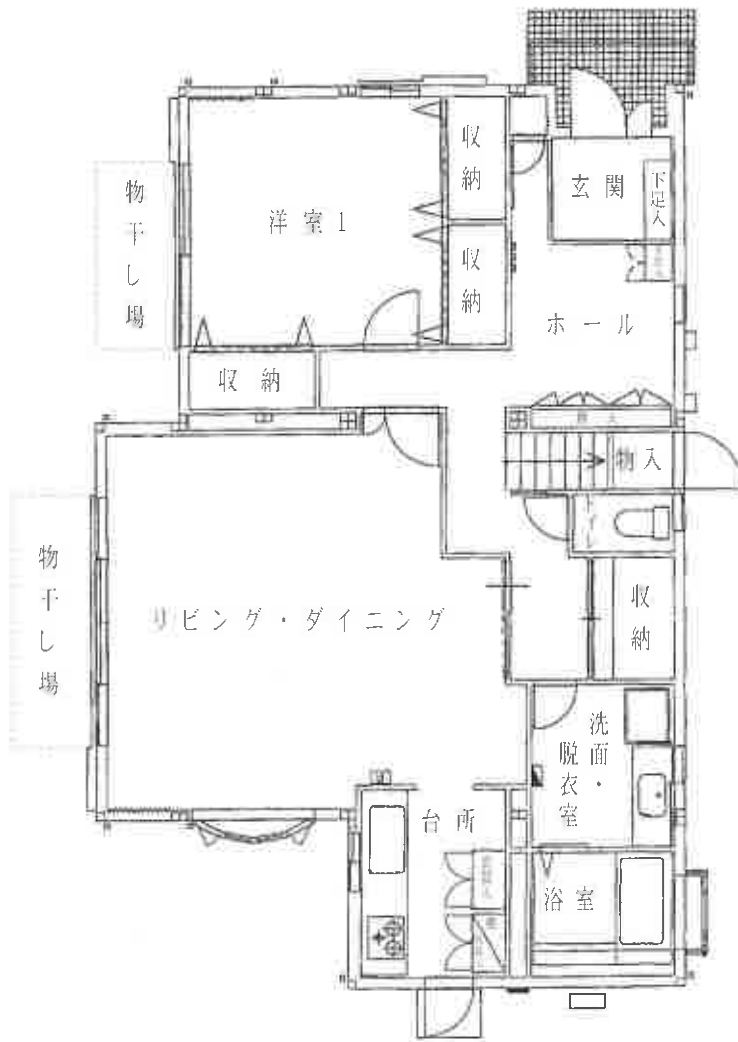


建物間取図

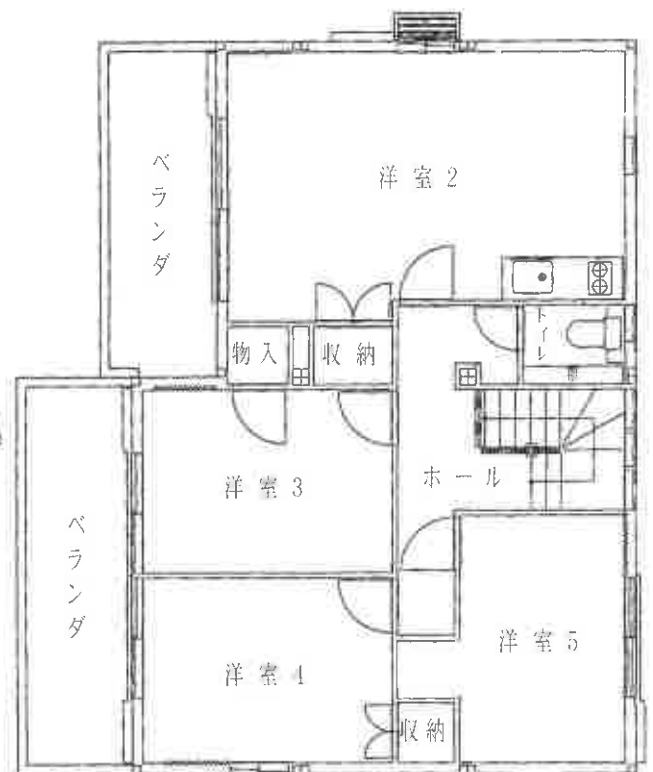
物件 2



種類：居宅
 構造：軽量鉄骨造スレート葺2階建
 床面積：1階 90.33m²
 2階 67.73m²
 計 158.06m²



1 階



2 階